

人間総合科学学術院・研究科「社会人大学院生に対する支援事業(第2回)」

令和6年10月25日
人間総合科学学術院
人間総合科学研究科

1. 支援事業の概要

人間総合科学学術院・研究科では、令和6年度に人間総合科学学術院・研究科での研究成果を演者として学会、研究会、研修会で発表する社会人大学院生に対して、学会等への参加費と旅費の一部を支援します。参加費とは、参加費、参加登録費などで、論文集代や昼食代等を含みません。旅費は、交通費、宿泊費(実費)とし、上限額は筑波大学出張及び旅費に関する規則に準じます。

2. 「社会人大学院生」の取扱い

当支援事業に係る「社会人大学院生」とは、次に該当する者とします。

- (1) 職に就いている者(給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事に現に就いている者/TA、TF、RAが主たる職である者は「社会人」には該当しません)

3. 支援対象者

採択日から令和7年3月31日の間に研究成果を**演者として学会、研究会、研修会において発表するあるいは発表した社会人大学院生を対象**とします。社会人枠あるいは一般枠で入学したかは問いません。

ただし、**次のいずれかに該当する場合は支援の対象外**となりますので、ご注意ください。

- (1) 共同研究者として学会等へ参加する場合
- (2) 他から旅費等の支援がある場合
- (3) 他大学等の勤務先において研究費を有している場合
- (4) 出張期間が休学期間中である場合
- (5) プログラム等に発表者の学生としての所属、「人間総合科学学術院」ないし「人間総合科学研究科」等の名称を記載できない場合
- (6) 令和6年度第1回の同支援を受けた者

4. 支援者数

約17名(今回) (参考: 令和5年度支援件数 15件)

5. 支援金額

上限額10万円 : 予算総額500万円(*) (昨年250万円) (*第1回との合算額)

6. 申請方法

- (1) 申請書(A4に1ページ以内)に必要事項を記入し、対応する支援室の大学院教務または各学位プログラム・専攻事務室に提出してください。

また、申請書に加えて、プログラム(学会名、日程、開催地、学会参加費、自身の発表が記載されているページのコピー(A4)に、自分の名前と発表題目にマーカーを記してください。)及び講演要旨のコピーを添付してください。申請時にプログラムが確定していない場合には、正式なプログラムが決定次第、出張前に必ず提出してください。

なお、申請が許可された場合は、旅費等の支出に必要な書類を提出していただきます。

- (2) 締切日: **令和6年11月22日(金)正午**
- (3) 提出先: 対応する支援室の大学院教務または各学位プログラム・専攻事務室

7. 審査方法

所属する学位プログラム・専攻において申請書類に基づき審査の上、最終的には人間総合科学学術院・研究科調整委員会で決定し、運営委員会に報告します。

8. 報告

この支援により学会等から表彰を受けた場合に限り、すみやかに「9.問合せ」あてに報告してください。

9. 問合せ

学術院・研究科運営担当（電話:029-853-2985／e-mail:kenkyuuka-unei@un.tsukuba.ac.jp）

以 上